

企業主導型保育施設 設置促進助成金のご案内

企業主導型保育施設の開設にかかる
備品類の購入費用を助成します!!

最大 **300万円** 支給

助成率 **10/10**

Q1 企業主導型保育施設設置促進助成金って?

都内において国(内閣府)の企業主導型保育事業により保育施設の整備に取り組む事業者に対し、開設にあたり必要となる備品等の購入経費を(公財)東京しごと財団が助成する制度です。

Q2 受給できる金額は?

設置する保育施設の定員数によって、受給できる助成金の限度額が異なります。また、多摩産材製の備品*を購入した場合には、**通常の助成限度額**に、**多摩産材製備品購入による上乗せ限度額**を加えた額が上限となります。この上乗せ額は多摩産材製備品の購入にのみご活用いただけます。

助成率は助成対象経費の10/10になります。

設置する保育施設の定員数	通常の助成限度額	多摩産材製備品購入による上乗せ限度額
20名以下	100万円	30万円
21~30名	120万円	36万円
31~40名	130万円	39万円
41~70名	190万円	57万円
71名以上	230万円	70万円

Q3 どんな企業が助成を受けられるの?

国が実施する企業主導型保育事業(施設整備費)の助成決定を受け、都内に企業主導型保育施設を設置する事業者です。

Q4 どんなものが助成の対象になるの?

- ①事故防止に資する備品
安全柵、室内用安全マット、防犯カメラ等
- ②室内遊具
すべり台、クッション遊具、玩具等
- ③その他、保育活動に必要な備品
什器類(テーブル、イス、ベビーベッド)、
厨房用品類(調理器具)等

助成金の申請について

受付期間 平成29年5月1日(月)~平成30年3月30日(金)

ただし、予算が終了次第、受付を終了します。

申請受付後、平成30年3月31日までに支給決定した経費については、上記Q2の条件で支給いたします。

留意事項

- ・申請は1施設につき1回のみとなります。
- ・単価1万円以内のものや、継続的な使用ができない消耗品類は対象となりません。また、企業主導型保育事業等の他の助成制度の対象となったものも対象になりません。

お問い合わせ先

公益財団法人 東京しごと財団
雇用環境整備課 保育施設助成金担当

☎ **03-5211-2171**

受付時間 平日9時~17時(12時~13時を除く)

*多摩産材製の備品とは、多摩地域で生産された木材のうち、多摩産材認証協会によって産地証明された「認証材」を使用して製作された備品をいいます。

